

平成十八年国土交通省令第八十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の二第一項及び第二項第一号及び第三号並びに第六条第一項第四号並びに海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百七十九号）附則第三項の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

（傷病等級に該当する障害）

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項第一号の国土交通省令で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めることによる。

（障害等級に該当する障害）

第二条 令第四条第二項の国土交通省令で定める各障害等級に該当する障害は、別表第二に定めることによる。

2 別表第二に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

（介護給付に係る障害）

第三条 令第四条の二第一項の国土交通省令で定める障害は、介護を要する状態に応じ、別表第三に定めるところによる。

2 令第四条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三常時介護を要する状態の下欄に定める障害のいづれかとする。

3 令第四条の二第二項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三随时介護を要する状態の下欄に定める障害のいづれかとする。

第四条 令第六条第一項第四号の国土交通省令で定める障害の状態は、身体若しくは精神に別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該（遺族給付年金に係る遺族の障害の状態）当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服ることができない程度以上の障害がある状態とする。

第五条 令第六条第一項第四号の国土交通省令で定める障害の状態は、身体若しくは精神に別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

		附 則		(施行期日等)	
1		平成十八年四月一日からこの省令の施行の日までに、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付に係る別表第二の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一侧の腎臓を失つたものである場合（同表の第七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第八級の項に相当する障害があるものとする。	2	平成十八年四月一日からこの省令の施行の日までに、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「新規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	3
4	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	5	改正前の中「外貌」とあるのは、「男子の外貌」とする。	6	「もの」とあるのは、「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項目十六号中「外貌」とあるのは、「男子の外貌」とする。

		附 則		別表第一（第一条関係）	
1	（この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	（この省令は、公布の日から施行する。	障害の状態	障害の状態	障害の状態
2	改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、な	内払とみなす。	一 両眼が失明したもの	一 両眼が失明したものの	一 両眼が失明したものの
3	平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日以前までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中	（この省令は、公布の日から施行する。	二 咀嚼及び言語の機能を廢しているもの	二 咀嚼及び言語の機能を廢したものの	二 咀嚼及び言語の機能を廢したものの
4	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
5	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
6	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの	五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの	五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
7	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	六 両上肢の用を全廃しているもの	六 両上肢の用を全廃しているもの	六 両上肢の用を全廃しているもの
8	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの	七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの	七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
9	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	八 両下肢の用を全廃しているもの	八 両下肢の用を全廃しているもの	八 両下肢の用を全廃しているもの
10	改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。	内払とみなす。	九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

		別表第二（第二条、第四条関係）			
1	六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 両耳の聴力を全く失つたもの	一 両耳の聴力を全く失つたもの	二 上肢をひじ関節以上で失つたもの	二 上肢をひじ関節以上で失つたもの
2	六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの	三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの	三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
3	六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	三 両手の手指の全部を失つたもの	三 両手の手指の全部を失つたもの	四 両手の手指の全部を失つたもの	四 両手の手指の全部を失つたもの
4	六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	四 両手をリスフラン関節以上で失つたもの	四 両手をリスフラン関節以上で失つたもの	五 両手の手足を失つたもの	五 両手の手足を失つたもの

第一級	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの
第二級	二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽い労務以外の労務に服することができないもの
第三級	三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽い労務以外の労務に服することができないもの
第四級	四 特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第五級	五 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの

第一級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が○・一以下になったもの
第二級	二 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
第三級	三 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの
第四級	四 二足の足指の全部の用を廃したもの
第五級	五 二足の足指の全部の用を廃したもの

第一級	一 一眼の視力が○・一以下になったもの
第二級	二 正面視で複視を残すもの
第三級	三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
第四級	四 四歯以上に對し歯科補綴を加えたもの
第五級	五 生殖器に著しい障害を残すもの

第一級	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
第二級	二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第三級	三 七歯以上に對し歯科補綴を加えたもの
第四級	四 一耳の耳殻の大部を欠損したもの
第五級	五 鎮骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

別表第三（第三条関係）	介護障害	常時	要介護状態	随時	要介護状態	常時	要介護状態	随時	要介護状態
三 一耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの	四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの	七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの	八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	九 局部に神経症状を残すもの	十 他の部位に該当する障害	十一 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	一二 別表第一第一級の項第四号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害
一 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	二 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	三 前二号に掲げるもののほか、別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	四 第二級の項第三号に該当する障害	五 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	六 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	七 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	八 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	九 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	一〇 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害
一 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	二 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	三 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	四 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	五 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	六 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	七 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	八 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	九 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	一〇 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害
一 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	二 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	三 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	四 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	五 別表第一第一級の項第四号に該当する障害	六 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	七 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	八 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	九 別表第一第一級の項第二号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	一〇 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害